

子 福 第 734 号  
平成 29 年 6 月 20 日

管内市  
南部広域市町村圏事務組合 民生主管部（課）長 殿

沖縄県  
子ども生活福祉部長  
（公 印 省 略）

社会福祉法第 59 条の規定に基づく届出に添付する社会福祉充実計画書の  
取扱いについて（通知）

すべての社会福祉法人は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号、以下「法」という。）第 59 条の規定に基づき、毎会計年度終了後三月以内に「事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類」（いわゆる「現況報告書」を指す。以下「現況報告書」という。）等を所轄庁へ届け出る必要があり、現況報告書により報告すべき事項のうち「前会計年度末における社会福祉充実残額並びに社会福祉充実計画の策定の状況及び進捗の状況」（社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 2 条の 41 第 1 項第 12 号）では、社会福祉充実計画の添付が必要となっています。

社会福祉充実計画は、法第 55 条の 2 の規定に基づく所轄庁の承認を得るため同条第 2 項により法第 59 条の規定による届出（現況報告書等の届出を指す。）と同時に行わなければならないとされていますが、現況報告書に添付すべき社会福祉充実計画の取扱いについては、国より、第 59 条の届出期限である毎会計年度終了後三月以内までに社会福祉充実計画の承認が行われている場合には同計画書を、法第 59 条の規定に基づく届出の時点で承認を得ていない場合には同計画書（案）を添付し、同計画書（案）について所轄庁の承認を得た時点で適宜、差し替えを行うこととの見解が示されています（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムに係る本格稼働前説明会（九州・沖縄ブロック）平成 29 年 5 月 12 日における沖縄県の質疑に対する厚生労働省回答）。

つきましては、貴職が所轄する社会福祉法人が、法第 59 条に基づく届出をする際、社会福祉充実計画書（案）を添付した場合には、当該届出を受理の上、法第 55 条の 2 の規定による所轄庁の承認を受けた後、速やかに差し替え等の対応を行うなど、適切な対応をお願いします。

(参考1) 社会福祉法 (昭和26年法律第45号)

#### 第45条の34

社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に (社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく)、厚生労働省令で定めるところにより次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

- 一 財産目録
- 二 役員等名簿 (理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第4項において同じ。)
- 三 報酬等 (報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第59条の2第1項第2号において同じ。) の支給の基準を記載した書類
- 四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

2 前項各号に掲げる書類 (以下この条において「財産目録等」という。) は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3～5 (略)

#### 第55条の2

1 社会福祉法人は、毎会計年度において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日 (同号において「基準日」という。) において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業 (以下この項及び第3項第1号において「既存事業」という。) の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業 (同項第1号において「新規事業」という。) の実施に関する計画 (以下「社会福祉充実計画」という。) を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第11項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りではない。

- 一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額
- 二 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2 前項の承認の申請は、第59条の規定のよる届出と同時に行わなければならない。

3～11 (略)

#### 第59条

社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届出なければならない。

- 一 第45条の32第1項に規定する計算書類等
- 二 第45条の34第2項に規定する財産目録等

(参考2) 社会福祉法施行規則 (昭和26年厚生省令第28号)

(事業の概要等)

第2条の41

法第45条の34第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他の厚生労働省令で定める事項を記載しその他当該社会福祉法人に関する基本情報
- 二 当該終了した会計年度の翌会計年度 (以下この条において「当会計年度」という。) の初日における評議員の状況
- 三 当会計年度の初日における理事の状況
- 四 当会計年度の初日における監事の状況
- 五 当該終了した会計年度 (以下この条において「前会計年度」という。) 及び当会計年度における会計監査人の状況
- 六 当会計年度の初日における職員の状況
- 七 前会計年度における評議員会の状況
- 八 前会計年度における理事会の状況
- 九 前会計年度における監事の監査の状況
- 十 前会計年度における会計監査の状況
- 十一 前会計年度における事業等の概要
- 十二 前会計年度末における社会福祉充実残額 (法第55条の2第3項第4号に規定する社会福祉充実残額をいう。) 並びに社会福祉充実計画 (同条第1項に規定する社会福祉充実計画をいう。以下同じ。) の策定の状況及びその進捗の状況
- 十三 当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況
- 十四 第12号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠
- 十五 事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあつては、事業計画
- 十六 その他必要な事項